

## ◎与謝野町の財政健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に公布され、平成21年4月1日から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、毎年度、前年度の決算を提出した後、「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と、公営企業会計の「資金不足比率」を公表することとしています。平成20年度の与謝野町の財政健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりとなりましたのでお知らせします。

名 称	数 値	早期健全化基準	財政再生基準	説 明
実 質 赤 字 比 率	-	14.07%	20.0%	財政規模に対する一般会計などの赤字の割合
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	19.07%	40.0%	財政規模に対する全会計の赤字の割合
実 質 公 債 費 比 率	16.7%	25.0%	35.0%	財政規模に対する一年間で支払った借入金返済額等の割合
将 来 負 担 比 率	103.3%	350.0%	-	財政規模に対する将来町が支払う借入金返済額等の割合

\* 普通会計とは一般会計と土地取得特別会計を純計したものと簡易水道特別会計の一部を追加したものです。

\* 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は黒字であることを意味しています。

会 計 名 称	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準	説 明
水 道 事 業 会 計	-	20.0%	「各公営企業の資金の不足額」が「各企業の事業の規模(料金収入の規模)」に占める比率
簡 易 水 道 特 別 会 計	-		
下 水 道 特 別 会 計	-		
農 業 集 落 排 水 特 別 会 計	-		
宅 地 造 成 事 業 特 別 会 計	0.4%		

\* 表中の「-」は黒字であることを意味しています。

健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画、財政再生基準以上となった場合は財政再生計画、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めることが必要となり平成20年度決算から適用されます。